

令和8年 6月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和8年 6月 19日 午後 2時30分 日光市役所本庁舎大会議室

出席農業委員	10名	
	1番 川村 耕一	2番 沼尾 綾乃
	4番 阿久津一男	5番 川村 光代
	6番 渡邊 毅	7番 小池 毅
	8番 手塚 幸子	9番 神山 守
	10番 佐藤 修一	11番 吉原 浩之
欠席農業委員	3番 池田 雄一	
出席推進委員	18名	
	12番 大嶋 明男	13番 秋元 光藏
	14番 北山 隆	15番 伏木 俊夫
	16番 大島一 比古	17番 酒主 学
	18番 福田 重勝	19番 星野由起夫
	20番 福田 正明	21番 佐々木 俊久
	22番 大貫 宜秀	23番 西巻 光次
	24番 福田 浩一	25番 福田 隆夫
	26番 大島 昭吾	27番 村上 隆
	28番 富田 順子	29番 青木 容子
欠席推進委員		
傍聴人	なし	
事務局	局長 大嶋 正浩	主幹 吉澤喜代子
農業公社	局長 小曾戸 英樹	主査 加藤 典子
		主査 鶴見 英明

日程	件	名
1	—	議事録署名人の指名
2	—	会期の決定
3	報告第16号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
4	報告第17号	農地法第18条（通知）について
5	議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第39号	非農地証明願について
8	議案第40号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
9	議案第41号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

事務局 長	それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。 よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の出席委員は、農業委員11中10名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。 なお、池田雄一委員から、欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。 推進委員につきましては、18名全員の出席であります。 なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。
議 長	ただ今から、令和8年6月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長が朗読いたします。
事務局 長	（議事日程を朗読）
議 長	それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。 10番 佐藤修一委員、11番 吉原浩之委員を指名いたします。

議	長	よろしくお願いします。 日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決しました。
議	長	日程第3、報告第16号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （加藤主査挙手）
加藤主査		はい、加藤主査。 「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明させていただきます。 まず、総会資料1ページをお開きください。 報告第16号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月許可書を交付した5条申請案件は7件ございました。 譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりでございます。 総会審議日は令和8年5月20日。 7件のうち5件は令和8年5月20日付け指令番号：日農委指令第5－2号から第5－6号にて許可書を交付してございます。 もう2件は栃木県農業会議の常設審議会による意見聴取を経ての許可となりましたので、令和8年5月28日付け指令番号：日農委指令第5－7号及び第5－8号にて許可書を交付しております。
議	長	以上です。 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 （「なし」の声あり）
議	長	それでは、次に移ります。 日程第4、報告第17号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （鶴見主査挙手）
鶴見主査		はい、鶴見主査。 報告第17号「農地法第18条（通知）について」ご説明いたします。総会資料は3ページになります。 本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。渡人・受人の住所・氏名および土地の表示、解約事由等は資料のとおりです。議案書の件数は3件で、1番が市農業公社扱い、2番と3番が農地中間管理事業による貸借権の解約となります。 なお、1番につきまして貸借から売買に切り替わるものであり、次の議案第37号農地法第3条の4番にてご審議をいただく予定です。 2番と3番は同じ農地ですが、貸手が売買のため農地の貸借を終了するものであり、中間管理機構（農地バンク）を介した契約であったため、解約も機構と借手、貸手と機構の2件になります。
議	長	以上、ご報告いたします。 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 （「なし」の声あり） それでは、次に移ります。
議	長	日程第5、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と

		いたします。
神 山 委 員		今月の現地調査は鳥獣害対策部会が担当しております。 はじめに、神山部会長より全体説明をお願いいたします。 説明させていただきます。 2026年6月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当いたしました。6月17日水曜日に2班体制で行いました。班編成は、1班が佐藤副部会長、大嶋明委員の2名が対応いたしました。 2班は、私、神山と秋元委員、西巻委員、青木委員の4名が対応しました。 次に案件の内容ですが、全体で11件ございました。案件は3条が4件、5条が2件、非農地証明が5件です。 次に担当者の名前を発表したいと思います。 4ページをお開きください。3条の申請番号1番が青木委員、2番が秋元委員、3番が大嶋明委員、4番が青木委員。続きまして5ページ第5条です。申請番号1番が私、神山、2番が西巻委員。続きまして非農地証明について、申請番号1番が秋元委員、2番が佐藤副部会長、3番も同じく佐藤副部会長、4番が西巻委員、5番が大嶋明委員となります。
議 長		以上の各委員が発表いたしますのでご審議よろしくをお願いします。 それでは、番号1番について、担当委員の報告を求めます。 （ 青木委員挙手 ）
青 木 委 員		はい、青木委員。 私は総会資料4ページ、議案第37号の1番です。 本申請は日光市荊沢地内において、売買を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。 申請地は2筆で、今市工業高等学校から北へ約200メートルのところに位置しています。 公図による説明です。 申請地2筆の登記簿地目は、原野および田、現況は田となっています。〇〇〇—〇に関しましては、登記簿地目は原野となっていますが、現況は田でしたので、許可申請の許可がおりた後には、登記簿地目を現況に合わせて変更していくよう指導していく予定です。 写真による説明です。 ご覧のとおり2筆とも田としてきちんと管理されており、現地調査の際も水稻の田植えをしている最中でした。 譲受人は経営農地を適切に管理しており、水稻等の作付けをしております。 取得する農地でも水稻の作付けを行う予定です。利用権はありません。 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （ 神山部会長挙手 ）
神 山 委 員		はい、神山部会長。 部会内で検討したところ、何ら問題もなく許可相当であるとの意見に達しました。 皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見、ご質問等をお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ）
議 長		それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま

		す。
議	長	(全員挙手) はい、全員挙手であります。 よって番号 1 番は原案のとおり許可することに決します。
議	長	続きまして、番号 2 番について、担当委員の報告を求めます。 (秋元委員挙手)
秋 元 委 員		はい、秋元委員。 私は総会資料 4 ページ、議案第 37 号の 2 番です。 本申請は日光市猪倉地内において、贈与を目的とした 3 条申請です。 譲渡人、譲受人は資料のとおりとなっており、譲渡人は高齢で耕作が難しく、現在に至るまで当該農地を譲受人に貸していることから、無償で譲りたいとのこと。案内図による説明です。 申請地は、猪倉小学校から南へ約 1.5 キロメートルに位置しています。 公図による説明です。 申請地の登記簿地目は宅地、現況は畑です。 今回、3 条が許可された場合は、登記簿地目を実際の現況に合わせて変更するよう指導いたします。 写真による説明です。 赤い線で示されているところが申請地となっております。この点のところで赤の線が止まっておりますが、この点は手前の森、森というかこの写真のとおりのもので隠れているので、線が通らないのでここで切られております。この裏側を通過して、ここへ出てきて繋がる形となります。 譲受人は新たに農業を始める方で、営農計画書が提出され、家族 2 人で野菜・果樹等の作付けを行う計画です。利用権はありません。 現状ではじゃがいも・ねぎ等が作付けされておりました。 以上のことから、皆様にご審議をいただきたいと思いますので、よろしく願います。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。 部会内で検討したところ、何ら問題もなく許可相当であるとの見解に達しました。皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたしますと思います。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (川村耕委員挙手)
川 村 耕 委 員 鶴 見 主 査		はい、川村委員。 この林は、贈与後はどのような対応を取るような形ですか。 事務局から説明いたします。この後ろ側までが今回の申請地ですが、購入後は果樹と野菜を作付けするということです。この木は梅の木です。この大きい檜のようなもの今回の土地に入りますが、この木は伐採して、畑として耕作するということでした。
議	長	他に何かご質問ございますか。 (大島一委員挙手)
大 島 一 委 員		はい、大島委員。 資料の上段が登記で宅地になっていますよね。 宅地込みで、下は農地だから、比率は譲るにしても、今の質問と同じで、あの林は

	ブルでひとかきすれば、畑にすれば何とかなるでしょうけれど、この地目の宅地から農地に変更するのでしょうか。
	宅地から農地にする場合には、農政課で問題があるのかないのか。農政課だけじゃなくて農業委員会もそうですけど。
	山林から農地を作りたいという相談が私の地区にあったんですよ。昔なら開田をやるのは、なかなか難しいという話が出て、今、戸惑っています。減反政策とかあったので、新たに開田とか、農地にする場合には、ちょっと待てよ。という話が問題になっていたの、相談受けているのですけど。だから宅地も同じだと思うので、農地に変換する場合には、明確にしておかないとまずいのではないかと思いますのですが、いかがでしょう。
鶴 見 主 査	先ほど、秋元委員の方から説明があったとおり、登記簿地目が宅地になっているため、3条の申請の承認が得られましたら、登記する際には現況と同じ畑に登記簿地目を変更していただくよう指導したいと思います。
	減反政策の関係で、勝手に農地にしてはまずいのではないかとということですけども、今回は畑ということなので、問題ないのではないかと。減反政策も2018年に廃止となったので、制約は現時点ではないようです。以上になります。
大 島 一 委 員 議 長	その件に関していいですか。 (大島一委員挙手)
大 島 一 委 員	はい、大島委員。
大 島 一 委 員	私が言ったのは減反というのは、いわゆる開田。畑にしても田にしても、これ登記は宅地ですよ。農地台帳はどのようになっているのでしょうか？
鶴 見 主 査	農地台帳は現況もしくは台帳が農地ですと、農地台帳に登載されます。
大 島 一 委 員	今の現在の農地台帳は把握して、記録は宅地じゃなくて畑になっているのですか。
鶴 見 主 査	農地台帳上の現況は畑になっています。
大 島 一 委 員	そういうのがわからない。畑になっていて、法務局で謄本を確認すると宅地になっているんですね。この書類上では上部が宅地になっていますよね。
鶴 見 主 査	そうです。
大 島 一 委 員	宅地になっている。私らが一般的に考えると、おかしいような気もするのですが、農地が畑で届けてあって、逆に登記だけを宅地に、過去に建屋かなんか建築されて、登記を宅地にしちゃったんですかね。まあ、それしか考えられないじゃないですか。
鶴 見 主 査	立ち会いの際にお話を聞いたところ、この木が立っている所に神社の祠みたいものがあつたため、この筆は登記上は宅地だったと話していました。
	現状は祠もなくなり、梅と畑があるため、現況は畑となって農地台帳にも載っています。
大 島 一 委 員	農地が増えることは喜ばしいことですけど。宅地との地目の変更というのは個人的にも、宅地をちょっとついでで作ってみたいなって思ったことあるものですから、簡単に変更できるかなと思ったので。
	農家の方は専門がたくさんいますから、その辺は大丈夫なのであれば別にそれ以上の質問はやめますけど。私が相談受けているのは、たまたま山林なんですよ。ここでも審議会にかかったとこなんですが、水田を作りたいということなのですが、事実今、水田にはできないと。だから畑は大丈夫なのかなっていう質問だったんですよ。可能なのでしょうか。畑であれば。
	すいませんね。ちょっと大事なことなんですよ。
鶴 見 主 査	法律は2018年に廃止されて制約はなくなりましたが、開田するとなると、減反政策や補助金などを貰っていた関係で、ちょっと抵抗があるかも知れません。今回の場合は畑なので、大丈夫なのかなと。
議 長	(佐々木委員手) はい、佐々木委員。

佐々木委員		文挾町の方でも、一部開田らしきものがあつたんですよ。一応、農林課と相談した結果、今は法律が変わったので、開田に対する制約はないということです。だから開田しても黙認というかね、そういう回答をいただきました。
大島一委員		じゃあ、その辺は分かりました。後で事務局と相談して、畑であれば可能だということで締めくくらせてもらって、理解します。
議	長	地上のものは雑木、祠があつたとかって、過去の経緯はあるんでしょうけど、畑を作るということであれば問題ないということで解釈させていただきます。
議	長	他にご質問等ございますか。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決に移ります。 番号２番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(全員挙手) はい、全員挙手であります。 よって番号２番は原案のとおり許可することに決めます。
議	長	続きまして、番号３番について、担当委員の報告を求めます。 (大嶋明委員挙手)
大嶋明委員		はい、大嶋委員。 私は総会資料４ページ、議案第３７号の３番を担当しました。 本申請は日光市瀬尾地内において売買を目的とした３条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。 申請地は３筆で、旧小百小学校から南西へ約８００メートルに位置しています。 公図による説明です。 申請地との登記簿地目は３筆とも田、台帳の現況も田となっていますが、現在は作付けをしておりません。 写真による説明です。 写真のように、〇〇〇〇—〇については草刈り等してきれいになっております。この〇〇〇〇—〇と〇〇〇〇—〇、これについては少し雑草が生えているんですけど、機械などチョッパーなどで刈り取りをすればきれいになるかと思います。 譲受人は経営農地を適切に管理しており、水稻等の作付けをしております。取得する農地ではそばを作付けする予定です。利用権はありません。 なお、農地法第３条第２項各項に該当しないため、許可要件全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (神山委員挙手)
神山委員		はい、神山部会長。 部会内で検討した結果、問題なく許可相当であるとの見解に達しました。 皆様ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し採決いたします。 番号３番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議	長	全員挙手であります。 よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号4番について、担当委員の報告を求めます。 （青木委員挙手）
青木委員		はい、青木委員。 総会資料4ページ、議案37号の4番を担当しました。 本申請は、日光市塩野室地内において売買を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。 申請地は4筆で、小林小学校から西へ3.4キロメートルのところに位置しております。 公図による説明です。 申請地の登記簿地目は4筆とも原野、台帳の現況は畑ですが田となっております。4筆とも登記簿地目については、3条申請の許可がありましたら現況に合わせて地目の変更をしていく予定で指導していきます。 写真による説明です。 公図では4筆となっており、手前が1枚、その奥に1、2、3枚とあるのですが、現地調査の結果では、奥の3枚分の畦畔は取り払っていて、4枚をここに新しい畦畔が作られて、2枚、2筆として管理されているような状況でした。 水稻がきちんと作付けされているのも確認できました。 以上のことから、譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で水稻の作付けをしております。 取得する農地でも水稻の作付けを行っていく予定です。利用権はありません。 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （神山委員挙手）
神山委員		はい、神山部会長。 部会内で検討した結果、筆の形状が異なりましたが、許可要件の範囲内だ、ということになりましたので皆様ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （「なし」の声あり）
議	長	それでは質疑を終結し採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	はい、全員挙手であります。 よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決します。 それでは、次に移ります。
議	長	日程第6、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。 （神山委員挙手）
神山委員		はい、神山部会長。 総会資料5ページの第38号を担当いたしました。

議 長

佐 藤 委 員

議 長

議 長

議 長

議 長

西 巻 委 員

譲渡人、譲受人及び申請地は資料のとおりです。

本申請は、今市地内において贈与により一般住宅を目的として転用する5条申請です。

申請地は、今市中学校から南西へ約500メートルの位置にあります。

農地区分は第3種農地であり、農振農用地には該当いたしません。

登記簿地目は畑、現況も畑。周囲の状況は、東側が道路と、この面とこちらの右側の面が付きますので、道路と雑種地になります。西側が宅地、南側も宅地、北側が宅地と畑。

譲受人は、譲渡人からしますと孫にあたり、現在、大沢の賃貸住宅で暮らしております。お子さんが生まれたことで、現在の住居では手狭になったことから、住宅建設を予定しております。住宅、駐車スペース2台及び子供が遊べる庭を想定し、申請するものです。

木造2階建ての家と駐車スペースがあります。敷地内に建築面積70.38平方メートルの木造2階建て住宅を建築する計画です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理をする予定です。

写真による説明です。

こちらの赤い線の内側がそうです。近隣のこちらの家が建っているところとかは、本人からするとおばあちゃんですね。譲渡人の土地となっております。

以上のことから何ら問題もないと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

（佐藤委員挙手）

はい、佐藤副部会長

今報告ありましたとおり、要件等については満たしておりますので、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（なしの声あり）

それでは質疑を終結し採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、全員挙手であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

（西巻委員挙手）

はい、西巻委員。

私は総会資料5ページ、議案第38号の2番を担当しました。

本申請は、日光市土沢地内において、資材置き場を目的として転用する案件です。

譲受人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

案内図により説明です。申請地は、土沢地内から南原小学校から南へ300mに位置しております。

農地区分は市街地にある区域内の農地である第2種農地であり、農振農用地には該当いたしません。

公図による説明です。本申請は、〇〇〇〇—〇〇の土地です。

登記簿地目は畑、現況は畑です。

周囲の状況は、東側と西側が宅地です。南側は道路です。北側は水路です。これは用悪水路です。

土地利用図による説明です。現地には行政書士が立ち会いました。申請地を資材置き場に利用する計画で、杭打ちがしてありました。

譲受人は建築、土木、造園工事及び不動産業等を主な業務とする平成8年に設立された資本金1,000万円の法人です。

近年、日光エリアにおける工事案件の増加に伴い資材及び残土の保管量が増加しており、既存資材置き場では十分な保管スペースを確保することが困難な状況です。また、社会情勢の影響により建築資材を一定量事前に確保しながら工事対応を行うこともあることから申請に至りました。

土地利用計画による説明です。

この〇〇〇〇—〇〇の土地の概要説明をします。地区の境は全部プラスチック杭や鉄などで完全に打ってありました。この〇〇〇〇—〇〇のこの位置ですが、若干、図面と用排水路の関係が食い込んでいるように思われますが、日光市維持管理課、行政書士、所有者、建築者の立ち会いのもとで、境界杭を設置しました。この用悪水路とこの畑の天端の高低差が1メートル30センチあるということで、ここからこの天端のところですね。このところには、何らかの事故があると大変ということで、フェンスを作るようにとりあえずは言うておきました。

この部分は資材置き場で長尺資材と言われる、鉄筋や鋼鉄などを置くそうです。この部分は、トラック、自動車、搬入車両のスペースを取っております。ここは砂利・碎石を溜めるところで1メートルぐらいの高さにするという事です。出入り関係につきましては、ここが6メートルです。こっちは4メートルということです。出入り口の当たる所は側溝になっているのですが、この側溝が壊れないように出入りするよう指導しておきました。ここが先ほど言ったように資材置き場です。これが砂利置き場です。

申請地内には長尺置き場とか一般資材とか残土、重機械置き場とか、車両進入・回転スペースを配置する計画であります。

また、敷地内には整地を行い、必要に応じて碎石等を敷設いたします。

給排水について給水は公給水を使い、排水は使いません。雨水は敷地内浸透処理です。利用権についてはありません。

以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

(神山委員挙手)

神 山 委 員

はい、神山部会長。

部会内で検討したところ、問題なく許可相当であるとの見解に達しました。皆様、ご審議のほどよろしく願いしたいと思います。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(酒主委員挙手)

酒 主 委 員

はい、酒主委員。

計画図をお願いします。

まず、その水色に塗った部分の説明をお願いします。残土置き場の雨水流出防止対策はとられるのでしょうか。

西 巻 委 員

この辺の流出っていうのはないですよ。特にそれは設けてはおりませんけども。ここは鋼鉄とかその置き場なので。

酒 主 委 員

残土置き場の部分ですけど、雨による流出はどうなのでしょう。砂利は残土になら

		ないと思うんですけども。
西 巻 委 員		残土というかこの辺は砂利で敷地を固めて、その上に砂利を持ってくるので、雨で流れるってことはないと思いますね。これ、軽いもの、土とかそういうものじゃなくて砂利ですから。この辺は碎石ですから。
酒 主 委 員		その青い部分は何でしょう。わざと青く塗ってあるんですけども、何か理由があるのですか。
西 巻 委 員		わかりやすいように色を付けているだけで、特に理由はないです。ここは車両が搬入するところですよ、ここは碎石を積むところですよとか。そういうスペースごとに区分けをしてやっているわけですね。
酒 主 委 員		はい、わかりました。
神 山 委 員		右側の細い道路がありますが、これ入り口からずっと上がってきまして小屋の手前、左側、そこまでが実線になっているかと思うんですけど。そこには大体、今現在コンクリートで境みたいになっていますので、その辺は問題ないかと思います。
		重機と書いてあるところがありますが、そこから向こうについては、搬入路の回転スペースですので向こうへの流出もないような形だと言っていました。
議 長		他に何かご質問ございますか。
		(渡邊委員挙手)
		はい、渡邊委員。
渡 邊 委 員		確認ですけど、譲渡人と譲受人は血縁関係ではないのですか。こういう場所で面積が2,000平方メートル以上で、まあ売買本人同士が納得していればいいんでしょうけど。こういう値段なのかなって、ちょっと思ったものですから。血縁関係か何かと。
西 巻 委 員		血縁関係ではないです。この値段については、双方の取り引きだから、相手がどちらがどうこうっていうのはわからないと思うんですね。
		その辺は相対でやっているから、私らはわからないということです、それは。
議 長		(加藤主査挙手)
		はい、加藤主査。
加 藤 主 査		はい。現地立ち合いの際に、そののところも一応伺ったんですけども。
		譲渡人の方がご高齢ということで、土地を手放したいという意向もございまして、双方の話し合いにより、こちらの金額設定をしたそうです。
		申請地は農地ですので、その固定資産税の評価価格をもとにした金額が一応7万円ということで、双方で納得されて設定をされたということで伺っております。以上です。
議 長		他にご質問ございますか。
		富田さんいいですか。
富 田 委 員		はい。同じ質問でしたから。
議 長		そうですか。他にご質問ございますか。
		(「なし」の声あり)
議 長		それでは質疑を終結し採決いたします。
		番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議 長		はい、全員挙手であります。
		よって、番号2番は、許可することに決しました。
議 長		ここで休憩を取りたいと思います。
		15時40分に再開します。よろしくお願いします。

		休憩 15:30 再開 15:40
議	長	それでは議事を再開いたします。 日程第7、議案第39号「非農地証明願いについて」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。 (秋元委員挙手)
秋	元 委 員	はい、秋元委員。 「非農地証明願」の1になります。総会資料は6ページ、議案第39号の1です。 本申請は、日光市木和田島地内において宅地として利用している案件です。 願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。 案内図による説明です。 願出地は、大沢中学校から西へ約270mのところに位置しています。 公図による説明です。 願出地の登記簿地目は田です。 土地利用図による説明です。 願出地は、昭和44年に作業場を建築し現在まで宅地として利用しております。 空中写真による説明です。 平成12年撮影の空中写真が添付されており、20年以上宅地として経過しています。こちらが現地ですね。 写真の説明に入ります。赤線のこれを初めとして、ぐっと赤線で追って行って、この建物の裏側をずっと通りまして、後ろから回ってきて、農地として入っているところを利用している現在であります。現地には家屋調査士の方が立ち会っていただきました。 以上のことから、証明妥当と思われますので、皆様ご審議よろしく願いいたします。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (神山委員挙手)
神	山 委 員	はい、神山部会長。 この写真および秋元委員の説明したとおり、非農地として証明することになんら問題はなと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し採決いたします。 番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	はい、全員挙手であります。 よって。番号1番は。原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。 (佐藤委員挙手)
佐	藤 委 員	はい、佐藤副部会長。 総会資料6ページ、議案第39号の2番を担当しました。 本申請は、日光市湯西川地内において、宅地として利用している案件です。 願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。

		案内図による説明です。 願出地は3筆で、湯西川小中学校から南西へ約2.3キロメートルのところに位置しております。 公図による説明です。 願出地の登記簿地目は3筆とも畑です。 土地利用図による説明です。 願出地〇〇〇〇番地には昭和63年に倉庫を建築、〇〇〇〇—〇には平成16年に倉庫を建築、〇〇〇〇—〇には昭和25年に倉庫を建築しそれぞれ宅地として利用しております。 建物評価証明による説明です。 3筆それぞれ建築された建物の評価証明が添付されており、20年以上宅地として経過をしております。 現地写真による説明です。 これが〇〇〇〇番地の関係ですね。建物の周りには全部杭が打ってありまして、極端に言うと畑の上に建物が建っているという状況であります。 それから〇〇〇〇—〇、これも同じで赤線で囲った中に建物がありまして、畑の上に建物が建っていると。そしてまた杭も全部打ってありました。 それから、これも同じです。〇〇〇〇—〇ということで、赤線の中に建物があるということで、畑の中に建物があるという状況で、これも同じくきちんと杭は打ってありました。 以上のことから、証明することに問題がないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。
議	長	この写真と佐藤副部会長の説明のとおり、非農地を証明することに何ら問題はなしと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し採決いたします。 番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	はい、全員挙手であります。 よって、番号2番は、原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議	長	続いて番号3番について、担当委員の報告を求めます。 (佐藤委員挙手)
佐 藤 委 員		はい、佐藤副部会長。 総会資料6ページ、議案第39号の3を担当いたしました。 本申請は、日光市湯西川地内において、山林として利用している案件です。 願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。 案内図による説明です。 願出地は2筆で、湯西川小中学校から南西へ約2.9キロメートルのところに位置しております。 公図による説明です。

		願出地の登記簿地目は、2筆とも畑でございます。 土地利用図による説明です。 願出地は、昭和20年頃、松と楓を植林して以来、山林として使用しております。 空中写真による説明です。 昭和51年撮影の空中写真が添付されており、20年以上山林として経過をしております。これが〇〇〇〇で、区画が複雑な区画になっておりましたけど、真ん中にポールが見えると思いますが、あのような状態で杭は全部要所、要所に打ってありました。角々ですね。 それで先ほども言いましたとおり、その松と楓を昔は植えて、太い雑木や100年近いような雑木もありましたけど、そういうのも生えながら畑として利用してワラビとか自家野菜を作っていたと話しておりました。そのようなことから、今では全然畑としては見られないような雑木林のような感じでありました。 以上のことから、証明することに問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。 ただいまの説明のとおり、あとこの写真を見るとおりですね、非農地を証明することに何ら問題はなしということで思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願いたしたいと思います。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し採決いたします。 番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	はい、全員挙手であります。 よって、番号3番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議	長	続いて番号4番について、担当委員の報告を求めます。 (西巻委員挙手)
西 巻 委 員		はい、西巻委員。 私は総会資料6ページ、議案第39号の4番を担当しました。 本申請は、日光市土沢地内において、宅地として利用している案件です。 願出人及び願出地は資料のとおりです。 案内図による説明です。 願出地は2筆で、南原小学校から南に約300メートルのところに位置しております。 公図による説明です。 願出地登記簿地目は畑、現況は畑です。 願出地の〇〇〇〇—〇はこれです。先ほどの5条の2番と接しているところです。 現地には行政書士、日光市維持管理課、所有者、隣接者と立ち合って杭打ちをしてありました。鋌とプラスチック杭が全部入っております。 所有者の亡夫が〇〇〇〇—〇の土地に昭和46年居宅を建設と同時に、申請地を一体的に農機とか機材、駐車場等に使用していました。約18年前の頃に離農し、その後宅地として20年以上経過します。その後長女が隣接地に住宅を建設して居住して

		います。この部分も農機具とか諸々、農機用具、駐車場などを利用してきたということでございます。
		これが建物評価証明書でございます。
		写真のとおり、現在はきれいに舗装と小屋に変わっており、20年以上経過しているということです。なお、農地の復元が容易でないと認められるため、証明することに問題がないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。
		次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
		(神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。
		今の西巻委員の説明と写真等々を見る限りですね、非農地を証明することに何ら問題はないという見解に達しました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
		ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し採決いたします。
		番号4番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手であります。
		よって、番号4番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号5番について、担当委員の報告を求めます。
		(大嶋明委員挙手)
大 嶋 明 委 員		はい、大嶋委員。
		私は総会資料6ページ、議案第39号の5番を担当しました。
		本申請は、日光市倉ヶ崎地内において宅地として利用している案件です。
		願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。
		案内図による説明です。
		願出地は、今市警察署から東へ約350mに位置しています。
		公図による説明です。
		願出地の登記簿地目は2筆とも畑。
		現況は宅地です。現地には行政書士が立ち合い、杭打ちがしてありました。願出地〇〇〇〇番地には、昭和39年に居宅を建築、〇〇〇〇番地には昭和63年に倉庫を建築して以来、宅地として利用しています。
		空中写真による説明です。
		昭和51年撮影の空中写真が添付されており、20年以上宅地として経過しています。
		現地写真による説明です。
		〇〇〇〇番地のここですね、この赤い線がぐっときまして、この裏、ビニールハウスのちょっと手前なんですけど、これをずっと行きまして、この住宅の裏を通りまして、そこが〇〇〇〇番地ですね。で、〇〇〇〇番地。これが倉庫としてここからこの裏を通して倉庫が建ってありました。それぞれ杭打ちがしてありましたので、確認はしております。
		以上のことから、非農地として判断することに問題はないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。

		次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
		(神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山部会長。
		これも担当の大嶋委員の説明並びに写真を見たとおり、非農地として証明することに問題なしという見解に達しました。皆様ご審議のほどよろしく願いたいと思います。
議 長		報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
		ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
議 長		それでは質疑を終結し採決いたします。
		番号５番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議 長		全員挙手であります。
		よって、番号５番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
		それでは、次に移ります。
議 長		日程第８、議案第４０号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
		(鶴見主査挙手)
鶴 見 主 査		はい、鶴見主査。
		議案第４０号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」ご説明いたします。
		本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の第６の６の（１）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画案」を決定するために審議を求められています。
		今月は利用権、貸借権設定の案件のみでございます。
		総会資料は７ページから８ページとなります。
		件数は４件で、面積は１１筆で９，４０２．００平方メートルとなります。
		「設定する者（渡人）」「設定を受ける者（受人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請書のとおりとなります。
		以上の計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第２項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。
議 長		説明が終わりました。ご質問等ございましたらお受けいたします。
		(佐々木委員挙手)
佐 々 木 委 員		はい、佐々木委員。
議 長		１番の受人はどんな会社ですか。
		(農業公社小曾戸局長挙手)
小 曾 戸 局 長		はい、小曾戸局長。
		日光市農業公社です。お世話になります。
		１番の受人は、根室で養鶏業を主に営んでおりまして、その敷地内で卵等の販売もあわせて行っている会社になります。以上です。
佐 々 木 委 員		はい、わかりました。
議 長		他に何かご質問ございますか。
		よろしいでしょうか。
		(「なし」の声あり)

議	長	それでは質疑を終結し採決いたします。 議案第４０号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	（ 全員挙手 ） 全員挙手であります。 よって、議案第４０号については、原案のとおり決定することに決しました。 それでは次に移ります。
議	長	日程第９、議案第４１号「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
加 藤 主 査		（ 加藤主査挙手 ） はい、加藤主査。 総会資料９ページをお開きください。 議案第４１号「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてご説明いたします。 こちらは「農業委員会等に関する法律」第３７条の規定に基づき、毎年実施状況の公表が義務付けられているものとなっております。 まず、最初の項目Ⅰとなりますが、こちらは昨年度に目標を設定しました４月１日時点での状況でございます。このページの一番下の段、耕地面積となりますが、こちらは年度当初の耕地面積は５，２８０ヘクタールとなっております。 次のページ、１０ページをお開きください。 こちらは「Ⅱ最適化活動の実績状況」でございます。 （１）農地の集積ですが、①現状と課題をご覧ください。 昨年度当初の集積率は４７．６パーセントでした。その下の②の目標に置きまして、右下の部分になりますが目標を４９．３パーセントといたしましたが、③の実績につきましては４６パーセントとなり年度当初より下がっております。 その原因につきましては、現在検証中ですが、おそらく規模の大きかった認定農業者の離農などが原因と考えられます。そのため、結果としまして目標に対する達成状況は９３．４パーセントでございました。それを踏まえまして点検結果は期待をやや下回る結果となっております。 続きまして次のページ、１１ページをご覧ください。 （２）「遊休農地の発生防止、解消」につきまして、①「現状および課題」として、年度当初の１号遊休農地の面積が４７ヘクタールございました。その下の②目標としまして、アーａ緑区分の遊休農地の解消目標を４．４ヘクタール、イ新規発生遊休農地の解消を３．３ヘクタールとしましたが、③実績としましては、緑区分の遊休農地の解消が３．９ヘクタール、新規発生遊休農地の解消が面積０．５ヘクタールとなっております。 そのため、１番下の点検結果の欄には、期待をやや下回る結果となっております。 次のページ、１２ページをお開きください。 （３）新規参入の促進につきまして、②の部分の目標におきまして過去３年間の権利移動面積から新規参入者の貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する面積を２４．３ヘクタールといたしましたが、③の実績としましては、公表に至ったものはございませんでした。 そのため点検結果は期待を下回る結果となっております。 次のページ、１３ページをご覧ください。 ２最適化活動目標ですが、こちらは（１）活動日数として、１人あたり月６日間を目標とさせていただきました。（２）の活動強化月間の設定につきましては、２回を目

		標としておりましたが、実績は3回となっております。(3)新規参入相談会への参加につきましては、①の目標では1回の参加を目標としておりましたが、次のページ14ページの上の部分、②の実績について、2回の参加となっております。 なお、活動日数につきましては、先ほども申し上げましたが、目標は月6日としており、それに対し平均は月5.5日となっております。そのため、この達成状況につきましては期待をやや下回る結果となりました。 次のページ15ページをご覧ください。 こちらは事務の実施状況でございます。昨年度の実績を記載しておりまして、説明は割愛させていただきます。 なお、こちらの採決をいただきました後は、こちらの内容を市のホームページに掲載をさせていただきます。以上となります。
議	長	説明が終了しました。 ご質問等ございましたらお受けいたします。
議	長	(「なし」の声あり) それでは質疑を終結し採決いたします。 議案第41号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(全員挙手) 全員挙手であります。 よって、議案第41号については、原案のとおり決定することに決しました。
議	長	以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和8年6月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 (閉会) 午後4時12分